

## 静岡市女性会館への指定管理者制度の導入について

### I 指定管理者制度に対する考え方

#### <指定管理者制度の定義>

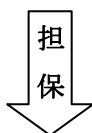
「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的とする。」

#### <静岡市指定管理者制度運用の方針>

「男女共同参画、子育て支援等特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化よりも市民団体、地域団体との連携や育成などが優先される施設においては、指定管理者の募集に際して、複数又は単独の団体に限定して募集することができる。」

#### <女性会館の特徴>

「過去10年間の女性会館事業の蓄積の中に、「女性会館の運営の担い手」を求めた。」



#### 「指定管理者に必要な条件」

- (1) 国及び市の男女共同参画施策を十分に理解している
- (2) 女性会館の成り立ちや経緯を十分に理解している
- (3) 市内の市民団体・地域団体との連携や育成しやすい地域性（市内）や団体の性質（非営利）を備えている

#### 「静岡市における指定管理者制度運用の方針」（抜粋）

##### 方針4 指定管理者の募集

- (1) 公募を原則とする。

中略

- (2) 公募になじまない施設については、複数又は単独の団体に限定して募集することができる。

ア 法令等により管理者が制限される施設

イ 施設の設置目的により指定管理者となる団体が限定される施設（対象団体をすべて把握できる場合）

a 地域振興を目的とした、山間地の観光施設やコミュニティの拠点施設等

b 男女共同参画、子育て支援等特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化よりも市民団体、地域団体との連携や育成などが優先される施設

ウ その他、業務内容等から指定管理者となるべき団体が客観的に特定できる施設

## II 指定管理者制度導入の経緯

- H15 地方自治法改正による「指定管理者制度」の創設  
静岡市行財政改革推進大綱「H16年度末までに民間委託化を検討」
- H15.5～8 女性会館を考える会（全3回、運営協議会関係者有志の自主的な集まり）  
→ 管理運営委託（指定管理者制度）導入の検討
- H16.3～4 女性会館民営化プロジェクト（全3回、市民団体関係者に参加を呼びかけ）  
→ 公募による講座を開催し、人材等の発掘
- H16.5～9 女性会館企画運営研究会（全5回、公募、人材等の発掘）  
→ 民間委託の実施
- H17 民間委託（講座開設・図書コーナーの運営等）
- H18 民間委託（講座開設・図書コーナーの運営・一部施設管理等）  
→ 図書貸出冊数の増、講座受講者の満足度の向上等により、民間活力の有  
用性が立証され、指定管理者制度の導入を決定

## III 指定管理者選定の経過

### 1 候補団体の選定

- (1) 女性会館業務を通じて情報把握のできている団体のリストアップ（2年間分）
- (2) 上記によりリストアップした団体について、下記の4条件により内容を審査  
＜条件＞ ① 市内に活動拠点を有すること。  
② 女性会館との連携・協働の実績を有すること。  
③ 男女共同参画の推進を団体の主目的とし、男女共同参画の推進に関する活動  
を多面的・対外的に行っていること。  
④ 団体としての活動を1年以上継続して行っていること。
- (3) 上記の条件をクリアした団体に対して、ヒアリングを実施した結果、1団体のみが応募の意思表示を行ったために、「1団体に対象を限定して指定管理者を募集」した。

### 2 指定管理者の選定

- (1) 課内審査・・・応募資格、申請書類等についての形式審査
- (2) 所管審査委員会（4名：所管部長・運営協議会会長・委員・大学教授）  
公開プロポーザルを伴う実質審査  
「採点方法」 ① 100点満点  
② 合格点70点（一部審査項目に最低基準点を設定）  
③ 採点は審査委員会の合議制

#### 「審査の視点」

- ア 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
  - イ 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
  - ウ 事業計画に沿った管理を行うために必要な人的・物理的能力を有していること。
  - エ 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基盤を有していること。
- (3) 指定管理者選定委員会（11名：助役ほか関係部局長）・・・指定管理候補者の決定
  - (4) 議会の議決

## IV 指定管理者の事業等の評価方法について

「指定管理者制度導入施設の評価制度」

### 1 年度評価 → 所管課が実施

指定管理期間中の各年度終了時に毎年実施する評価

- ア 報告書と協定書・仕様書を比較・検収し、履行確認を実施
- イ 利用者からの意見・要望の内容とその対応状況の評価
- ウ 利用者アンケート・満足度調査（指定管理者が実施）の結果の評価
- エ 経理状況の評価（指定管理業務）

### 2 総合評価 → 評価委員会（各局に設置・市民委員2名以上）

指定期間を通じ総合的に行う評価

- ア 履行確認
- イ 専門性・経験・実績などを活かした事業の実施
- ウ 利用者サービスの向上
- エ 施設の目的や性格に応じた施設個別の観点